

一般財団法人日本英会話検定協会

定 款

一般財団法人日本英会話検定協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人日本英会話検定協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、英会話の学習を志す老若男女に、英会話に関する能力の向上を目指した検定と講習を実施し、国際社会で通用する英会話能力を身につけ、以って日本の英会話に関する生涯学習教育への寄与、及び真の国際化に向けての実践力を養うことを目的として、次の事業を行うものとする。

- (1) 英会話に関する技能検定の実施
- (2) 英会話に関する講習会の実施
- (3) 英会話教育に関する調査研究
- (4) 英会話教育に関する出版物の刊行
- (5) その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目11番地6

設立者 牧野 常夫

拠出財産及びその価額 現金 500万円

(基本財産)

第6条 前条の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第8条 当法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第11条 評議員に対して、評議員会に出席した場合には、1日当たり30,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第14条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第15条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法189条2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上8名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(解任)

第22条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として理事会に出席した場合には、日当として1回につき30,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすること

ができる。

第2節 理事会

(権限)

第24条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 会長及び職員

(会長)

第29条 当法人に会長1名を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 会長は、当法人の名誉を代表する。
- 4 第11条及び第23条第1項の規定は、会長に準用する。この場合にお

いて、これらの規定中、第11条については「評議員」とあるものを、第23条については「理事及び監事」とあるものを、いずれも「会長」と読み替えるものとする。

(事務局及び職員)

第30条 当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

3 職員は、有給とする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会員

(会員)

第31条 当法人の事業目的に賛同し、会費を納める個人または法人その他の団体を、会員とする。

2 会員及び会費に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第33条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第34条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第35条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 附 則

(設立時評議員)

第36条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 牧野広太郎 澤田和彦 大原靖夫

(設立時役員)

第37条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 牧野常夫 柴田幸男 曾我泰志

設立時代表理事 牧野常夫

設立時監事 鈴木勲

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本英会話検定協会の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成 2 1 年 4 月 9 日

設立者 東京都千代田区神田駿河台
 牧 野 常 夫